

相模原市指導監査基準 乳児等通園支援事業編

令和8年度版

関係法令名等	略称	制定	改正日
相模原市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成31年相模原市条例第11号)	児童福祉法に基づく運営基準条例	平成31年3月18日	令和7年10月1日
相模原市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例(平成31年相模原市条例第15号)	特定教育・保育施設等運営基準条例	平成31年3月18日	令和8年4月1日
乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年1月14日 内閣府令第1号)	乳児等設備運営基準	令和7年1月14日	令和7年11月14日
特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準(令和7年11月13日 内閣府令第95号)	特定乳児等運営基準	令和7年1月13日	-
乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて(令和7年2月12日 こ成保第120号)	乳児等設備運営基準運用上の取扱い	令和7年2月12日	令和8年4月8日
子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準の施行に伴う留意事項について	整備府令及び特定乳児等運営基準留意事項通知	令和8年1月27日	-
子ども・子育て支援法(平成24年8月22日 法律第65号)	なし	平成24年8月22日	令和7年12月12日
消防法(昭和23年 法律第186号)	なし	昭和23年7月24日	令和5年6月16日
消防法施行規則(昭和36年 自治省令第6号)	なし	昭和36年4月1日	令和7年10月1日
消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件(平成16年5月31日 消防庁告示第9号)	消防庁告示第9号	平成16年5月31日	令和2年12月25日
消防法施行令(昭和36年 政令第37号)	なし	昭和36年3月25日	令和7年3月26日
社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全の確保について(平成28年9月1日 雇児総発0901第3号 社援基発0901第1号 障障発0901第1号 老高発0901第1号)	雇児総発0901第3号通知	平成28年9月1日	-
児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について(平成28年9月9日 雇児総発0909第2号)	児童福祉施設等利用者安全確保・非常災害時体制整備強化徹底通知	平成28年9月9日	-
水防法(昭和24年 法律第193号)	なし	昭和24年6月4日	令和7年12月12日
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年5月8日 法律第57号)	土砂災害防止法	平成12年5月8日	令和4年6月17日
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日 厚生省令第63号)	設備運営基準	昭和23年12月29日	令和6年11月29日
保育所保育指針(平成29年3月31日 厚生労働省告示第117号)	なし	平成29年3月31日	-
相模原市消防訓練指導実施要綱(平成30年3月12日制定)	消防訓練実施要綱	平成30年4月1日	令和5年4月1日
社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について(平成28年9月15日 雇児総発0915第1号 社援基発0915第1号 障障発0915第1号 老高発0915第1号)	なし	平成28年9月15日	-
労働基準法(昭和22年 法律第49号)	なし	昭和22年4月7日	令和6年5月31日

関係法令名等	略称	制定	改正日
保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和7年局長連名通知）	虐待等の防止、対応等ガイドライン	令和7年8月29日	令和8年4月24日
こども誰でも通園制度の実施に関する手引	手引	令和7年3月	令和8年3月
保育所における自己評価ガイドライン（令和2年3月厚生労働省）	自己評価ガイドライン	令和2年3月	-
教育・保育施設等における事故の報告等について（令和8年3月30日 こ成安第45号7教参学第52号）	事故報告等通知	令和8年3月30日	-
児童福祉施設における事故防止について（昭和46年7月31日 児発第418号）	事故防止通知	昭和46年7月31日	-
教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて（平成28年3月31日 府子本第192号、27文科初第1789号、雇児保発0331第3号）	事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン	平成28年3月31日	-
教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止について（令和7年6月3日 事務連絡）	プール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止について	令和7年6月3日	-
教育・保育施設等における睡眠中の事故防止対策の徹底について（令和8年2月8日 こども家庭庁成育局事務連絡）	睡眠中の安全確保の徹底について	令和8年2月8日	-
保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について	なし	令和4年12月15日	-
社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について（平成17年2月22日 健発第0222002号 薬食発第0222001号 雇児発第0222001号 社援発第0222002号 老発第0222001号）	雇児発第0222001号通知	平成17年2月22日	令和5年4月28日
中小規模で調理を行う児童福祉施設等における衛生管理について（令和4年8月31日子総発0831第1号 子家発0831第1号 子子発0831第1号 子母発0831第2号 障障発0831第1号）	子総発0831第1号	令和4年8月31日	-
社会福祉施設における衛生管理について（平成9年3月31日社援施第65号） 別添：大量調理施設衛生管理マニュアル	社援施第65号通知	平成9年3月31日	平成29年6月16日（大量調理施設衛生管理マニュアル）
児童福祉施設等における食事の提供ガイド（令和7年9月 こども家庭庁）	食事の提供ガイド	令和7年9月17日	-
労働安全衛生規則第47条	なし	昭和47年9月30日	令和8年1月20日
社会福祉施設等における衛生管理の徹底について（平成15年12月12日 社援基発第1212001号）	社援基発第1212001号	平成15年12月12日	平成20年7月7日
腸管出血性大腸菌026、0103、0121、0145及び0157の検査法について（平成26年11月20日 食安監発第1120号第1号通知）	食安監発第1120号第1号通知	平成26年11月20日	平成27年3月24日
児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について（令和2年3月31日 子母発0331第1号）	子母発0331第1号通知	令和2年3月31日	-
保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）（厚生労働省）	アレルギー対応ガイドライン	平成31年4月	-
子ども虐待対応の手引き（令和6年4月こども家庭庁支援局虐待防止対策課）	子ども虐待対応の手引き	令和6年4月22日	-
児童福祉法（昭和22年 法律第164号）	なし	昭和22年12月12日	令和7年12月12日
児童虐待の防止等に関する法律（平成12年 法律第82号）	なし	平成12年5月24日	令和7年4月25日
保育所等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（周知）（令和5年8月4日 こ成保第123 こ支虐台117）	こ成保第123	令和5年8月4日	-

関係法令名等	略称	制定	改正日
乳児等通園支援事業の認可等について（令和7年2月26日 こ成保発第154号）	なし	令和7年2月26日	-
社会福祉法人会計基準(平成28年 厚生労働省令第79号)	会計基準省令	平成28年3月31日	令和3年11月12日
社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて（平成28年3月31日 雇児発0331第15号 社援発0331第39号 老発0331第45号）(局長)	運用上の取り扱い	平成28年3月31日	令和3年11月12日
社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について（平成28年3月31日 雇児総発0331第7号 社援基発0331第2号 障障発0331第2号）	運用上の留意事項	平成28年3月31日	令和3年11月12日
社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について(平成29年4月27日 雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号)別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別	指導監査ガイドライン	平成29年4月27日	令和4年3月14日
学校法人会計基準(昭和46年4月1日 文部省令第18号)	学校法人会計基準	昭和46年4月1日	令和6年9月30日
私立学校振興助成法施行規則(令和6年9月30日 文部科学省令第29号)	なし	令和6年9月30日	-
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る学校法人における会計に関する表示について（令和8年3月30日 文部科学省 こども家庭庁 事務連絡）	学校法人における会計に関する表示について	令和8年3月30日	-
文部科学大臣所轄学校法人が乳児等通園支援事業を実施する際の扱いについて（令和8年2月26日 7高私行第30号）	学校法人が乳児等通園支援事業を実施する際の扱いについて	令和8年2月26日	-
特定乳児等通園支援に要する費用の額の算定に関する基準の実施上の留意事項について（令和8年4月1日 こ成保第250号）	乳児等留意事項通知	令和8年4月1日	-

監査事項

- ・児⇒児童福祉法に基づく指導監査に係る基準に関する事項
 - ・特⇒子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の指導監査に係る基準に関する事項
 - ・共⇒「児」及び「特」のいずれにも係る事項
- [判定]
- ・C ⇒相模原市指導監査基準保育所編を満たしていないものでB、B' 以外のもの
 - ・B ⇒相模原市指導監査基準保育所編を満たしていないが比較的軽微であるもの
 - ・B' ⇒相模原市指導監査基準保育所編を満たしていないがBに至らない軽微であるもの、法令等の努力義務規定違反、及び水準向上のための助言とするもの
 - ・参考項目⇒通知等に従い、適宜、指導監督権限を有する行政機関と連携し、改善を図るもの

指導監査基準の「関係法令等」における表記について

児童福祉法に基づく運営基準条例第23条の規定により設備運営基準の例によるとされているものについては、「設備運営基準の該当する条項」を記載しています。

特定教育・保育施設等運営基準条例第3条の規定により特定乳児等運営基準の例によるとされているものについては、「特定教育・保育施設等運営基準府令の該当する条項」を記載しています。

児童福祉法に基づく運営基準条例第21条の規定により乳児等設備運営基準の例によるとされているものについては、「乳児等設備運営基準の該当する条項」を記載しています。

相模原市指導監査基準
乳児等通園支援事業編
～ 管 理 運 営 ～

令和8年度版

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
1 利用定員に関する基準	1 一時間当たりの利用定員	特	一時間当たりの利用定員を定めていること。	特定乳児等運営基準第3条第1項	・一時間当たりの利用定員が定められていない(軽微な場合はB)。	B・C
	2 一月当たりの利用定員	特	乳児等支援給付認定子どもが特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して一月当たりの利用定員を定めていること。	特定乳児等運営基準第3条第2項	・一月当たりの利用定員が定められていない(軽微な場合はB)。	B・C
2 運営に関する基準	3 利用定員の遵守	特	監査事項1により定める一時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行っていないこと。	特定乳児等運営基準第21条	・やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行っている(軽微な場合はB)。	B・C
	4 勤務体制の確保	特	乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めていること。	特定乳児等運営基準第20条第1項	・職員の勤務体制を適切に定めていない(軽微な場合はB)。	B・C
	5 職員の専従状況	特	特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供していること。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	特定乳児等運営基準第20条第2項	・当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供していない(軽微な場合はB)。	B・C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
3 職員の配置基準	6 乳児等通園支援従事者の配置基準の遵守状況	児	<p>【一般型】</p> <p>1 乳児等通園支援従事者は保育士(国家戦略特別区域限定保育士を含む。)その他乳児等通園支援に従事する職員として市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者であること。</p> <p>2 乳児等通園支援事業所には、乳児等通園支援従事者を次のとおり配置していること。</p> <p>(1)乳児概ね3人につき1人以上</p> <p>(2)満1歳以上満3歳に満たない幼児概ね6人につき1人以上</p> <p>※そのうち半数以上は保育士とすること。</p> <p>※一般型乳児等通園支援事業所一につき二人を下ることはできない。</p> <p>※乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。</p> <p>①当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業(以下「保育所等」という。)とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員(保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。</p> <p>②当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。</p>	乳児等設備運営基準第11条、第22条、第25条 乳児等設備運営基準運用上の取扱い 第2-3、第3-2(2)、第3-3(1)	・乳児等通園支援従事者を適正に配置していない(軽微な場合はB)。	B・C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
4 施設及び設備 (1) 設備基準	7 設備及び運営基準への適合状況	児	<p>【余裕活用型】 次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定める基準のとおり職員を配置していること。 1 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(保育所に係るものに限る。) 2 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準 3 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号) 4 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)</p> <p>【共通事項】 ※ 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。</p> <p>【一般型】 乳児等通園支援事業所の設備は、次のとおりとなっていること。 1 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる乳児等通園支援事業所に必要な設備 (1) 乳児室…面積は1人につき1.65㎡以上であること。 (2) ほふく室…面積は1人につき3.3㎡以上であること。 (3) 便所 (4) 保育に必要な用具を備えていること。 2 満2歳児以上の幼児を入所させる乳児等通園支援事業所に必要な設備 (1) 保育室又は遊戯室…面積は1人につき1.98㎡以上であること。 (2) 便所 (3) 保育に必要な用具を備えていること。</p>	乳児等設備運営基準第5条第5項、第6項、第11条、第14条第3項、第15条、第21条、第25条 乳児等設備運営基準運用上の取扱い 第2-3、5、第3-2(1)、第3-3(1)	・設備等の基準を満たしていない、又は危害防止に十分な考慮を払って設けていない(軽微な場合はB)。	B・C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
		児	<p>3 2階以上に乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を設ける場合には、乳児等設備運営基準第21条第8号を遵守していること。</p> <p>4 共通事項 (1)構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けていること。 (2)必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行っていること。 (3)食事の提供を行う場合(施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。)においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えていること。</p> <p>【余裕活用型】 次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定める基準のとおり設備としていること。 1 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(保育所に係るものに限る。) 2 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準 3 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号) 4 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)</p> <p>【共通事項】 ※ 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。</p>			

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
(2)設備等の変更	8 設備等変更時の届出状況	共	設備、事業の運営についての重要事項に関する規程等を変更しようとする時は、変更届を相模原市長に提出していること。	児童福祉法施行規則第36条の36第3項、第4項 子ども・子育て支援法第54条の3（準用第44条、第47条） 子ども・子育て支援法施行規則第44条の2（準用第40条、第41条）	・変更届が提出されていない（軽微な場合はB）。	B・C
5 運営規程	9 運営規程に関する適切な整備状況	共	次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（「運営規程」という）を定めていること。 (1)事業の目的及び運営の方針 (2)提供する特定乳児等通園支援の内容 (3)職員の職種、員数及び職務の内容 (4)特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 (5)乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6)一時間当たりの利用定員 (7)事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 (8)緊急時等における対応方法 (9)非常災害対策 (10)虐待の防止のための措置に関する事項 (11)その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項	特定乳児等運営基準第19条 乳児等設備運営基準第16条 乳児等設備運営基準運用上の取扱い 第2-6	・施設の運営についての重要事項に関する規程を定めていない（軽微な場合はB）。	B・C
6 秘密保持	10 秘密保持等	共	職員及び管理者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしていないこと。	特定乳児等運営基準第25条第1項 乳児等設備運営基準第18条第1項	・正当な理由なく、業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしている（軽微な場合はB）。	B・C
	11 職員であった者の秘密保持等	共	職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていること。	特定乳児等運営基準第25条第2項 乳児等設備運営基準第18条第2項	・元職員に対しても、秘密を漏らさないよう必要な措置を講じていない（軽微な場合はB）。	B・C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
7 苦情解決	12 情報提供に関する同意	特	特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。	特定乳児等運営基準第25条第3項	・個人情報等を外部機関に提供する際、あらかじめ文書により保護者から同意を得ていない（軽微な場合はB）。	B・C
	13 苦情処理に対する措置	共	提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族(以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じていること。	特定乳児等運営基準第28条第1項 乳児等設備運営基準第19条第1項 乳児等設備運営基準運用上の取扱い 第2-7	・苦情処理に関する必要な措置を講じていない（軽微な場合はB）。	B・C
	14 苦情の改善	特	苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録していること。	特定乳児等運営基準第28条第2項	・苦情内容等を記録していない（軽微な場合はB）。	B・C
	15 苦情に関する調査への協力・改善等	共	提供した特定乳児等通園支援に関し、子ども・子育て支援法第30条の13において準用する第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていること。	特定乳児等運営基準第28条第4項 乳児等設備運営基準第19条第2項 子ども・子育て支援法第30条の13（第14条第1項）	・市への報告・提出・提示の命令、市からの質問若しくは検査に応じない（軽微な場合はB）。	B・C
	16 苦情に関する改善報告	共			・苦情に関する調査への協力、市の指導又は助言に従って必要な改善を行っていない（軽微な場合はB）。	B・C
		特	市からの求めがあった場合には、苦情の改善の内容を市に報告していること。	特定乳児等運営基準第28条第5項	・苦情の改善内容を市に報告していない（軽微な場合はB）。	B・C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
8 非常災害対策	17 消火用具等の設置状況	児	消火器等の消火用具を設置していること。	乳児等設備運営基準第6条第1項	・非常災害に必要な設備を設けていない。	B'
	18 非常災害に必要な設備の設置状況	児	非常口その他非常災害に必要な設備を設けていること。	乳児等設備運営基準第6条第1項	・非常災害に必要な設備を設けていない。	B'
	19 消防設備等の法定点検の実施状況	児	消防設備等の法定点検を実施していること。なお、年2回点検し、そのうち1回は結果を消防署長に報告していること。	消防法第17条の3の3 消防法施行規則第31条の6第1項・第3項 消防庁告示第9号 消防法施行令第6条	・法定点検を実施していない、又は法定点検結果を報告していない。	参考項目
	20 非常災害計画の地域の実情に応じた策定状況	児	<p>児童福祉施設等が定めるべき非常災害に関する具体的な計画(以下、「非常災害対策計画」という。)を策定していること。非常災害対策計画は、火災、水害・土砂災害、地震等の地域の実情も鑑みた災害にも対処できるものであること(必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はない。)</p> <p>[非常災害対策計画に盛り込む具体的な項目例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設等の立地条件(地形等) ・災害に関する情報の入手方法(「高齢者等避難」等の情報の入手方法の確認等) ・災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員等) ・避難を開始する時期、判断基準(「高齢者等避難」時等) ・避難場所(市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等) ・避難経路(避難場所までのルート(複数)、所要時間等) ・避難方法(利用児童の年齢や発達に応じた避難方法等) ・災害時の人員体制、指揮系統(災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等) ・関係機関との連携体制 	乳児等設備運営基準第6条第1項 雇児総発0901第3号通知 児童福祉施設等利用者安全確保・非常災害時体制水防法第15条の3第1項 土砂災害防止法第8条の2	・非常災害対策計画を作成していない、又は地域の実情を鑑みた災害に対処できる内容になっていない等、非常災害対策計画が不十分。	B'

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
	21 非常災害計画の内容等の職員間の共有状況	共	管理者を含む職員は、日頃から、気象情報等の情報把握に努めるとともに、市町村が発令する「高齢者等避難」、「避難指示」等の情報については、確実に把握し、利用者の安全を確保するための適切な行動をとるようにすること。災害発生時に適切に対応するため、非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有していること。	特定乳児等運営基準第14条 乳児等設備運営基準第23条、第26条 設備運営基準第35条 保育所保育指針第3章4 雇児総発0901第3号通知 児童福祉施設等利用者安全確保・非常災害時体制整備強化徹底通知	・災害発生時の対応方法を職員に周知していない（軽微な場合はB）。	B・C
	22 非常時の連絡・避難体制	共	日頃から保護者との密接な連携に努め、災害発生時の連絡体制や引渡し方法等について確認していること。	特定乳児等運営基準第14条 乳児等設備運営基準第23条、第26条 設備運営基準第35条 保育所保育指針第3章4 雇児総発0901第3号通知 児童福祉施設等利用者安全確保・非常災害時体制整備強化徹底通知	・保護者との連携体制を整備していない（軽微な場合はB）。	B・C
	23 消火訓練及び避難訓練の実施状況	児	避難及び消火に対する訓練を少なくとも毎月1回行っていること。避難訓練については、地域の実情を鑑みて、火災、水害・土砂災害、地震等を想定した訓練を実施すること。	乳児等設備運営基準第6条第2項 消防法施行令第3条の2第2項 雇児総発0901第3号通知 児童福祉施設等利用者安全確保・非常災害時体制整備強化徹底通知 消防訓練実施要綱	・訓練を全く実施していない（未実施の月がある、地域の実情を鑑みた災害を想定していない、訓練内容が不十分である場合はB。）	B・C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
9 防犯対策	24 防犯についての配慮状況	共	外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図っていること。	特定乳児等運営基準第14条 乳児等設備運営基準第23条、第26条 設備運営基準第35条 保育所保育指針第3章3(2)ウ 社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について	・防犯対策を適切に講じていない（軽微な場合はB）。	B・C
10 内容及び手続きの説明及び同意等	25 面談	特	利用の申込みを受けた後、最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談(映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。)を行っていること。	特定乳児等運営基準第4条第1項 整備府令及び特定乳児等運営基準留意事項通知第2-1	・面談を行っていない（軽微な場合はB）。	B・C
	26 重要事項説明	特	監査事項25の面談を行うに当たっては、あらかじめ、特定乳児等運営基準第19条（監査事項9）に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付していること。	特定乳児等運営基準第4条第2項 整備府令及び特定乳児等運営基準留意事項通知第2-2	・重要事項を記した文書の交付を行っていない（軽微な場合はB）。	B・C
	27 保護者の同意	特	監査事項25の面談において、監査事項26の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得ていること。	特定乳児等運営基準第4条第3項 整備府令及び特定乳児等運営基準留意事項通知第2-3	・保護者の同意を得ていない（軽微な場合はB）。	B・C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
11 入所支援等	28 正当な理由のない提供拒否の禁止	特	乳児等支援給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	特定乳児等運営基準第5条	・正当な理由がなく、利用の申込みを拒んでいる（軽微な場合はB）。	B・C
	29 あっせん及び要請に対する協力	特	提供する特定乳児等通園支援の利用について子ども・子育て支援法第54条の3において準用する第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力していること。	特定乳児等運営基準第6条	・市の調整及び要請に対し、協力していない（軽微な場合はB）。	B・C
	30 乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認	特	当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から子ども・子育て支援法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認していること。	特定乳児等運営基準第7条	・乳児等支援支給認定証を確認していない（軽微な場合はB）。	B・C
	31 乳児等支援給付認定の申請に係る援助	特	乳児等支援給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行っていること。	特定乳児等運営基準第8条	・速やかに申請が行われるよう援助していない（軽微な場合はB）。	B・C
	32 利益の供与の禁止	特	利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（利用者支援事業者等）、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないこと。	特定乳児等運営基準第27条第1項	・紹介する対償として、利益を供与している（軽微な場合はB）。	B・C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
	33 利益の収受の禁止	特	利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないこと。	特定乳児等運営基準第27条第2項	・紹介する対償として、利益を収受している（軽微な場合はB）。	B・C
	34 重要事項等の掲示等	特	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供していること。	特定乳児等運営基準第22条	・施設の見えやすい場所に、施設に係る重要事項等の掲示を行っていない、又はインターネットを利用した掲示を実施していない（掲示内容が不十分である場合はB）。	B・C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
12 記録の整備	35 記録の整備	共	職員、設備、会計及び利用乳幼児の処遇の状況に関する諸記録を整備していること。	特定乳児等運営基準第32条第1項 労働基準法第109条、附則第143条第1号 乳児等設備運営基準第17条	・職員に関する諸記録を整備していない（軽微な場合はB）。 ・設備に関する諸記録を整備していない（軽微な場合はB）。 ・会計に関する諸記録を整備していない（軽微な場合はB）。 ・児童の処遇の状況を明らかにする諸記録を整備していない（軽微な場合はB）。	B・C B・C B・C
		特	乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存していること。 (1) 特定乳児等運営基準第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画 (2) 特定乳児等運営基準第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録 (3) 特定乳児等運営基準第18条の規定による市町村への通知に係る記録 (4) 特定乳児等運営基準第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (5) 特定乳児等運営基準第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	特定乳児等運営基準第32条第2項、（第14条、第11条、第18条、第28条第2項、第30条第3項）	・特定乳児等通園支援の提供に関する記録を整備し5年間保存していない（軽微な場合はB）。	B・C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
13 その他	36 その他	共	事業の運営に関し、不適切な事項がないこと。		・事業の運営に関し不適切な事項がある（軽微な場合はB）。	B・C

※ 周知事項 ※

1 保育士の雇用等	1 報告	児	雇用する保育士について、禁錮以上の刑に処せられた者など児童福祉法第18条の5第2号若しくは第3号に該当すると認めるとき、又は当該保育士が児童生徒性暴力等を行つたと思料するときは、速やかにその旨を都道府県知事に報告していること。	児童福祉法第18条の20の3	—	—
	2 データベース活用	児	保育士を任命し、又は雇用する者は、保育士を任命し、又は雇用しようとするときは、児童福祉法第18条の36第1項のデータベースを活用するものとする。	児童福祉法第18条の36第3項	—	—
	3 児童対象性暴力等の防止	児	児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものいう。）に係る犯罪事実確認その他必要な措置を講じなければならない。 ※犯罪事実確認…学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律第4条第1項に規定する犯罪事実確認	設備運営基準第9条の5（令和8年12月25日施行）	—	—

相模原市指導監査基準
乳児等通園支援事業編
～利用者処遇～

令和8年度版

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
1 総則	1 一般原則	特	乳児等通園支援事業者は、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものであること。	特定乳児等運営基準第2条第1項	・良質かつ適切な事業の提供を行っていない（軽微な場合はB）。	B・C
		共	乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行うこと。	乳児等設備運営基準第5条第1項、第10条 特定乳児等運営基準第2条第2項、第4項 虐待等の防止、対応等のガイドライン	・人権擁護のために必要な体制を整備していない（軽微な場合はB）。	B・C
		共			・子どもの意見や思いを表明する機会や受け止める仕組みが構築されていない（軽微な場合はB）。	B・C
		共			・利用乳幼児に対して、著しく人格を傷つける言動をしている（軽微な場合はB）。	B・C
		共			・研修や会議などで人権について考える機会を持っていない（軽微な場合はB）。	B・C
特	乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。	特定乳児等運営基準第2条第3項	・地域及び家庭との結び付きを重視した運営や教育・保育の提供に関する機関、団体等との密接な連携に努めていない。	B'		

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
2 乳児等通園支援の内容	2 乳児等通園支援の内容	共	<p>乳児等通園支援は、内閣総理大臣が定める指針（保育所保育指針）に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならないこと。</p> <p><養護の理念> 保育における養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定をはかるために保育士等が行う援助や関わりであり保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものである。保育所における保育全体を通じて、養護に関するねらい及び内容を踏まえた保育が展開されていること。</p> <p><養護に関わるねらい及び内容> (1) 生命の保持 (2) 情緒の安定</p>	乳児等設備運営基準第23条、第26条 特定乳児等運営基準第14条 保育所保育指針	・保育所保育指針に準ずると共に利用乳幼児及び保護者の心身の状況に応じて支援の提供をしていない。（軽微な場合はB）。	B・C
3 保育の計画	3 全体的な計画	共	<p>全体的な計画の作成に当たっては、次の事項に留意していること。</p> <p>(1) 保育所は、保育の目標を達成するために、各保育所の保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活全体を通して、総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成すること。</p> <p>(2) 全体的な計画は、子どもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しをもって適切に作成すること。</p> <p>(3) 全体的な計画は、保育所保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、各保育所が創意工夫して保育できるよう作成すること。</p> <p>(4) 保育所等に併設されている事業所においては、その全体的な計画の一部として位置づけることも可能であること。</p>	乳児等設備運営基準第23条、第26条 特定乳児等運営基準第14条 保育所保育指針第1章3(1) 手引Ⅱ 5.(1)	・全体的な計画を作成していない（軽微な場合はB）。	B・C
	4 個別的な指導計画の作成	共	<p>指導計画の作成に当たっては、保育所保育指針第2章及びその他の関連する章に示された事項のほか、子ども一人一人の発達過程や状況を十分に踏まえるとともに、次の留意事項に留意していること。</p> <p>(1) 3歳未満児については、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成していること。</p> <p>(2) 異年齢で構成される組やグループでの保育においては、一人一人の子どもの生活や経験、発達過程などを把握し、適切な援助や環境構成ができるよう配慮していること。</p>	乳児等設備運営基準第23条、第26条 特定乳児等運営基準第14条 保育所保育指針第1章3(2)イ(ア)(ウ)	・個別的な指導計画を作成していない（軽微な場合はB）。	B・C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
4 業務の質の評価等	5 障害のある子どもの保育	共	(1)一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう指導計画の中に位置づけていること。	乳児等設備運営基準第23条、第26条 特定乳児等運営基準第14条 保育所保育指針第1章3(2)キ	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して成長できるよう指導計画に位置付けていない（軽微な場合はB）。 ・障害のある子どもの個別の支援計画がなく、適切な対応を図っていない（軽微な場合はB）。 	B・C
		共	(2)子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図っていること。			
	<p>次の視点に留意しながら保育を行っていること。</p> <p><乳児保育に関わるねらい及び内容></p> <p>(1)身体的発達に関する視点 「健やかに伸び伸びと育つ」</p> <p>(2)社会的発達に関する視点 「身近な人と気持ちが通じ合う」</p> <p>(3)精神的発達に関する視点 「身近なものとの関わり感性が育つ」</p> <p><1歳以上の保育に関わるねらい及び内容></p> <p>(1)心身の健康に関する領域「健康」</p> <p>(2)人との関わりに関する領域「人間関係」</p> <p>(3)身近な環境との関わりに関する領域「環境」</p> <p>(4)言葉の獲得に関する領域「言葉」</p> <p>(5)感性と表現に関する領域「表現」</p>					
6 指導計画に基づく保育の実施状況	7 自己評価	共	保育士等は、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録し、これらを踏まえ指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図っていること。	乳児等設備運営基準第23条、第26条 特定乳児等運営基準第14条 保育所保育指針第1章3(3)エ	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の過程を記録をせず、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行っていない（軽微な場合はB）。 	B・C
		共	乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図っていること。			
		共		乳児等設備運営基準第5条第3項、第23条、第26条 特定乳児等運営基準第14条、第15条第1項 保育所保育指針第1章3(4)イ、(5)、第5章1(2) 自己評価ガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> ・自らその行う業務の評価（自己評価）を行っていない（軽微な場合はB）。 ・自ら行う業務の質の評価結果を踏まえ、保育の内容等の改善を図っていない（軽微な場合はB）。 	B・C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
5 特定乳児等通園支援の提供の記録	8 外部の者による評価	共	乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めていること。	乳児等設備運営基準第5条第4項、第23条、第26条 特定乳児等運営基準第14条、第15条第2項 保育所保育指針第1章3(4)イ、(5)	・定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表していない。 ・外部の者による評価結果を受けて、常に改善を図っていない。	B' B'
	9 特定乳児等通園支援の提供の記録	特	特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日、時間、内容その他必要な事項を記録していること。	特定乳児等運営基準第11条	・支援の提供について、必要な事項を記録していない（軽微な場合はB）。	B・C
6 子どもの健康支援	10 保健計画の作成状況	共	子どもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を踏まえ、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めていること。	乳児等設備運営基準第23条、第26条 特定乳児等運営基準第14条 保育所保育指針第3章1(2)ア	・保健計画を作成しているか。	B'
	11 心身の状況等の把握	特	特定乳児等通園支援の提供に当たっては、子ども及びその保護者の心身の状況、子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等の利用の状況の把握に努めていること。	特定乳児等運営基準第9条	・利用乳幼児の心身の状況、その置かれている環境、他の特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等の利用の状況等の把握に努めていない。	B'
	12 緊急時等の対応	特	特定乳児等通園支援事業所の職員は、特定乳児等通園支援の提供を行っているときに子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていること。	特定乳児等運営基準第17条	・利用乳幼児の緊急時の対応について、必要な措置を講じていない（軽微な場合はB）。	B・C
7 事故防止及び安全対策	13 事故発生の防止及び発生時の対応	特	(1)子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていること。	特定乳児等運営基準第30条第2項 事故報告等通知	・事故発生後の対応について、必要な措置を講じていない（軽微な場合はB）。	B・C
		特	(2)前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していること。	特定乳児等運営基準第30条第3項	・事故の状況及び処置についての記録がない（軽微な場合はB）。	B・C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
		特	(3) 特定乳児等通園支援事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていること。	特定乳児等運営基準第30条第4項	・損害賠償を速やかに行っていない（軽微な場合はB）。	B・C
		特	(4) 事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号の措置を講じていること。 ア 事故が発生した場合の対応、イに規定する報告の方法等が記載された事故防止のための指針を整備していること。	特定乳児等運営基準第30条第1項 事故報告等通知 事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン	・事故が発生した場合の対応、規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針が整備されていない（軽微な場合はB）。	B・C
		特	イ 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。		・事故報告、改善策を周知徹底する体制が整備されていない（軽微な場合はB）。	B・C
		特	ウ 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。		・事故発生防止のための委員会及び研修が定期的に行われていない（軽微な場合はB）。	B・C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
	14 事故防止及び安全対策	共	<p>事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じていること。</p> <p>(1)以下の点を含む乳児の窒息リスクの除去を、睡眠前及び睡眠中に行い、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をし、乳幼児突然死症候群（SIDS）の対策及び、窒息等の睡眠中の事故防止対策を講じていること。 医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせること。 ・一人にしないこと。 ・寝かせ方に配慮を行うこと ・やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しないこと。 ・ヒモ、またはヒモ状のもの（例：よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、ベッドまわりのコード等）を置かないこと。 ・口の中に異物がないか確認すること。 ・ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。 ・子どもの数、職員の数に合わせ、定期的にこどもの呼吸・体位、睡眠状態を点検すること。</p>	<p>乳児等設備運営基準第23条、第26条 特定乳児等運営基準第14条 保育所保育指針第3章3(2)イ 事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン 睡眠中の安全確保の徹底について プール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止について</p>	<p>・乳幼児突然死症候群（SIDS）の対策及び、窒息等の睡眠中の事故防止対策を講じていない（軽微な場合はB）。</p>	B・C
		共	<p>(2)プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしていること。</p>		<p>・専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けた配置や、その役割分担を明確にしていない（軽微な場合はB）。</p>	B・C
		共	<p>(3)子どもの食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など）や当日のこどもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去していること。</p>		<p>・子どもの食事に関する情報や当日の健康状態の把握により、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去していない（軽微な場合はB）。</p>	B・C
		共	<p>(4)窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについての、保育士等による保育室内及び園庭内の点検を、定期的実施していること。</p>		<p>・窒息の可能性のある玩具、小物が置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的実施していない（軽微な場合はB）。</p>	B・C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
	15 安全計画の策定等	共	(1) 児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じていること。	乳児等設備運営基準第7条、第23条、第26条 特定乳児等運営基準第14条 乳児等設備運営基準運用上の取扱い 保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について 保育所保育指針第3章3(2)ア 手引Ⅱ 1.(2)	・安全計画を策定していない（軽微な場合はB）。	B・C
		共	(2) 職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施していること。		・安全計画を職員に周知していない（軽微な場合はB）。	B・C
		共	(3) 保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知していること。		・研修や訓練を実施していない（軽微な場合はB）。	B・C
		共	(4) 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うこと。		・安全計画を保護者に周知していない（軽微な場合はB）。	B・C
		共			・定期的に見直しを行っておらず、必要に応じて変更を行っていない（軽微な場合はB）。	B・C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
8 衛生管理	16 自動車を運行する場合の所在の確認	児	(1) 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認していること。	乳児等設備運営基準第8条	・点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認していない（軽微な場合はB）。	B・C
		児	(2) 児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行っていること。		・自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備えておらず、ブザー等の設置に代わる措置も講じていない（軽微な場合はB）。	B・C
	17 感染症又は食中毒に対する措置	共	(1) 児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていること。	乳児等設備運営基準第14条、第23条、第26条 特定乳児等運営基準第14条 保育所保育指針第3章3(1) 雇児発第0222001号通知	・食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理がされていない（軽微な場合はB）。 ・児童が使用する設備について衛生的な管理がされていない（軽微な場合はB）。	B・C B・C
		共	(2) 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めていること。	子総発0831号通知 社援発第65号通知 食事の提供ガイド	・職員に対し、感染症予防等の研修や訓練を定期的実施するよう努めていない。	B'
18 給食関係者等の検便の実施状況	児	施設内外の適切な環境の維持に努めるとともに、子ども及び全職員が清潔を保つようにすること。また、職員は衛生知識の向上に努めること。 調理・調乳に従事する職員について、雇入れの際又は当該業務への配置換えの際、検便による健康診断を行っていること。並びに月1回以上の検便を実施していること。なお、検便結果には腸管出血性大腸菌0157の検査を含めていること。	乳児等設備運営基準第23条、第26条 特定乳児等運営基準第14条 保育所保育指針第3章3(1)イ 労働安全衛生規則第47条 社援基発第1212001号 食安監発第1120第1号通知	・検便を実施していない。	参考	

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
9 食育の推進	19 食育計画の作成状況	共	乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成し、その評価及び改善に努めていること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図っていること。	乳児等設備運営基準第23条、第26条 特定乳児等運営基準第14条 保育所保育指針第3章2(1)ウ	・食育の計画を作成し、その評価及び改善に努めていない。	B'
	20 体調不良、食物アレルギー、障害のある子ども等への対応状況	共	(1)アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。 (2)体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。 (3)子どもの食物アレルギー等に配慮した食事の提供を行うとともに、食物アレルギー対策に取り組み、食物アレルギーを有する子どもの生活がより一層、安心・安全なものとなるよう誤配及び誤食等の発生予防に努めていること。 (4)生活管理指導表等を活用するなどして、状況を把握するよう留意するとともに、子どもの異変時の対応等に備え、平素より危機管理体制を構築していること。	乳児等設備運営基準第23条、第26条 特定乳児等運営基準第14条 保育所保育指針第3章1(3)ウ、第3章2(2)ウ 子母発0331第1号通知 アレルギー対応ガイドライン	・体調不良、食物アレルギー、障害のある子ども等への対応を適切に行っていない(軽微な場合はB)。 ・生活管理指導表等を活用するなどして、子どもの異変時の対応等に備え、平素より危機管理体制を構築していない(軽微な場合はB)。	B・C
10 適切な食事の提供	21 食事の提供状況	児	(1)食事の提供の有無については事業者が判断し、個々の状況に応じた対応が可能かどうか十分に検討した上で、適切な食事提供を行っていること。	乳児等設備運営基準 運用上の取扱い 子母発0331第1号通知 食事の提供ガイド	・十分な検討がされず、食事の提供を適切に行っていない(軽微な場合はB)。	B・C
		児	(2)食品の種類及び調理方法について、栄養並びに入所している児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものであること。			
		児	また、日々提供される食事について、食事内容や食事環境に十分配慮すること。			
					・3歳未満児に対する献立、調理(離乳食等)、食事の環境などについて配慮がされていない(軽微な場合はB)。	B・C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
	22 外部搬入により食事の提供を行う場合の要件	児	(1) 食事の提供の責任が乳児等通園支援事業者にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果し得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。	乳児等設備運営基準 運用上の取扱い 乳児等設備運営基準 第15条、第23条、第26条 特定乳児等運営基準 第14条 保育所保育指針第3章 1(3)ウ、第3章2(1)ウ、第3章2(2)ウ	・委託契約者との契約内容が確保されていない（軽微な場合はB）。	B・C
		児	(2) 乳児等通園支援事業所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。		・栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われていない（軽微な場合はB）。	B・C
		児	(3) 調理業務の受託者を、乳児等通園支援事業者による食事の提供の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。		・乳児等通園支援事業者による食事の提供の趣旨を十分に認識し、調理業務を適切に遂行できる能力を有していない（軽微な場合はB）。	B・C
		共	(4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。		・乳幼児の発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供やアレルギー、アトピー等への配慮に適切に応じていない（軽微な場合はB）。	B・C
		共	(5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。		・乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づいた食事を提供するよう努めていない。	B'
11 子育て支援	23 保護者との連絡	児	乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳幼児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めていること。	乳児等設備運営基準 第24条、第26条	・乳幼児等通園支援の内容につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めていない。	B'
	24 相談及び援助	共	特定乳児等通園支援事業者は、常に子ども及びその保護者の心身の状況並びに子どもの養育環境の的確な把握に努め、子ども及び保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他援助を行わなければならない。また、各地域や家庭の実態等を踏まえるとともに、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者の自己決定を尊重すること。	乳児等設備運営基準 第23条、第26条 特定乳児等運営基準 第14条、第16条 保育所保育指針第4章 1(1)ア 手引Ⅱ 6	・保護者の相談に適切に応じず、必要な助言その他の援助を行っていない（軽微な場合はB）。	B・C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
	25 地域社会との交流及び連携	共	乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めていること。	乳児等設備運営基準第5条第2項 特定乳児等運営基準第29条	・地域社会との交流及び連携を図るよう努めていない。	B'
		共			・利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、保育所の運営の内容を適切に説明するよう努めていない。	B'
	26 特定教育・保育施設との連携	特	特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設において継続的に提供される特定教育・保育及び特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めること。	特定乳児等運営基準第10条	・特定教育・保育施設等との円滑な接続に資するよう密接な連携に努めていない。	B'
12 利用乳幼児を平等に取り扱う原則	27 利用乳幼児を平等に取り扱う原則	共	利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていないこと。	乳児等設備運営基準第12条 特定乳児等運営基準第23条	・利用乳幼児に対し、国籍、信条、社会的身分又は費用負担によって、差別的取扱いをしている（軽微な場合はB）。	B・C
13 虐待の禁止	28 施設内虐待の禁止	共	職員は、利用乳幼児に対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしていないこと。 【児童福祉法第33条の10第1項】 (1)身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 (2)わいせつな行為をすること又は入所児童等をしてわいせつな行為をさせること。 (3)心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による(1)、(2)又は(4)に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。 (4)著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の入所児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	乳児等設備運営基準第13条 特定乳児等運営基準第24条 児童福祉法第33条の10、11 虐待等の防止、対応等ガイドライン 子ども虐待対応の手引き 児童虐待の防止等に関する法律	・職員は、利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為を行っている（軽微な場合はB）。	B・C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
14 職員の知識及び技能の向上	29 不適切な養育が疑われる家庭への支援	共	(1)保護者に育児不安等が見られる場合には、保護者の希望に応じて個別の支援を行うよう努めること。 (2)子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、児童福祉法第25条に基づき、適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。	乳児等設備運営基準第23条、第26条 特定乳児等運営基準第14条 保育所保育指針第3章1(1)ウ、第4章2(3) 児童福祉法第25条第1項 こ成保第123号通知 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条	・子どもの心身の状態等を観察し、虐待の早期発見に努めず、要保護児童を発見した場合には、通告するなど市等の関係機関と連携した上で、適切な対応をしていない（軽微な場合はB）。	B・C
	30 研修機会の確保	共	職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保していること。 (1)職場内での研修の充実を図っていること。 (2)外部研修への参加機会が確保されるよう努めていること。	乳児等設備運営基準第10条第2項、第23条、第26条 特定乳児等運営基準第14条、第20条第3項 保育所保育指針第5章3 手引Ⅲ 3.(2)	・研修の機会を確保していない（軽微な場合はB）。	B・C
	31 職員の知識及び技能の向上等	共	職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めていること。 特に、保育士資格を有しないものが従事するには、職員間の共通理解を深め、事業の意義を再認識し、必要な知識の習得を確実にすること。	乳児等設備運営基準第10条第1項、第23条、第26条 特定乳児等運営基準第14条 保育所保育指針第5章4 手引Ⅲ 3.(2)	・必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めていない。	B'
15 情報の提供	32 情報の提供等	特	(1)利用しようとする子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めていること。	特定乳児等運営基準第26条	・利用しようとする保護者に対し、適切に事業者を選択できるよう、保育内容の情報提供に努めていない。	B'
		特	(2)当該特定乳児等支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないこと。		・乳児等支援事業者についての広告内容が虚偽又は誇大となっている（軽微な場合はB）。	B・C
16 その他	33 その他	共	その他利用者処遇に不適切な事項がないこと。		・利用者処遇に不適切な事項がある（軽微な場合はB）。	B・C

相模原市指導監査基準
乳児等通園支援事業編

～ 会 計 ～

令和8年度版

項目	監査事項		監査内容	関係法令等	評価	判定
1 会計の区分	1 会計の区分	特	特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分していること。	特定乳児等運営基準第31条	・特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分していない。	C
2 計算書類等 (1) 社会福祉法人 (2) 学校法人 (3) 社会福祉法人及び学校法人以外	2 社会福祉法人の計算書類作成状況	児	【社会福祉法人会計基準による会計処理を行っている場合】 計算書類を様式に従って作成していること。	会計基準省令第2条、第7条の2第1項 運用上の取扱い 運用上の留意事項 指導監査ガイドラインⅢ3(3)3	・様式に従って作成していない（軽微な場合はB）。 ・財務関係書類の一部に不備がある。	B・C B
	3 学校法人の計算書類作成状況	児	【学校法人会計基準による会計処理を行っている場合】 計算書類を様式に従って作成していること。 部門を設けて区分して表示していない場合には、別途乳児等通園支援事業活動における収入及び支出の内容がわかるよう、収支報告書等を作成していること。	学校法人会計基準 私立学校振興助成法 施行規則 学校法人における会計に関する表示について 学校法人が乳児等通園支援事業を実施する際の扱いについて	・様式に従って作成していない（軽微な場合はB）。 ・財務関係書類の一部に不備がある。	B・C B
	4 社会福祉法人及び学校法人以外の財務書類の作成状況	児	【企業会計の基準による会計処理を行っている場合】 (1) 収支計算書又は損益計算書において、乳児等通園支援事業を営む事業に係る区分を設けること。 (2) 乳児等通園支援事業を営む事業に係る区分ごとに、以下も作成していること。 1 貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載) 2 借入金明細書 3 基本財産及びその他固定資産(有形固定資産)の明細書	乳児等通園支援事業の認可等について 第1-2(3)イ、ウ	・必要な財務関係書類を作成していない。 ・財務関係書類の一部に不備がある。	C B

項目	監査事項		監査内容	関係法令等	評価	判定
3 利用者負担額等の受領	5 利用者負担額等の受領	特	<p>特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、乳児等支援給付認定保護者から支払を受けるときは、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内でその額を設定し、支払を受けていること。</p> <p>※利用料は、1時間当たりの利用につき300円程度を標準とし、実際に利用料を定める際には乳児等支援給付認定保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮すること。 ※習い事に類する内容、形態によるサービスの提供（リトミック教室、英語教室、スイミングスクール等）への対価として利用料の徴収を行うことは認められない。</p>	特定乳児等運営基準第12条第2項 整備府令及び特定乳児等運営基準留意事項通知 第3-1ア	・適切な金額で設定していない。	C
	6 便宜に要する費用の受領	特	<p>特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額以外の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けていないこと。</p> <p>(1)日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用</p> <p>(2)特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用</p> <p>(3)食事の提供に要する費用</p> <p>(4)特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>(5)(1)～(4)に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p>	特定乳児等運営基準第12条第3項	・便宜に要する費用について(1)～(5)以外の費用の支給を受けている。	C
	7 領収証の交付	特	<p>監査事項5及び6(1)～(5)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し交付していること。</p>	特定乳児等運営基準第12条第4項	・費用の支払いに対し、領収証を交付していない(軽微な場合はB)。	B・C

項目	監査事項		監査内容	関係法令等	評価	判定
	8 書面での説明及び文書による同意の徴収	特	監査事項5及び6(1)～(5)の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得ていること。 ※ただし、監査事項6(1)～(5)の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。	特定乳児等運営基準第12条第5項	・用途・額・理由について書面で明らかにするとともに、ただし文を除き文書による同意を得ていない(軽微な場合はB)。	B・C
4 施設型給付等の額に係る通知等	9 施設型給付費の額に係る通知	特	法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知していること。	特定乳児等運営基準第13条第1項	・法定代理受領により受けた乳児等支援給付費の額を、乳児等支援給付認定保護者に対し通知していない。	C (令和8年度は周知事項)
5 利用者に関する市への通知	10 不正受給に関する通知	特	乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していること。	特定乳児等運営基準第18条	・不正受給について、遅延なく、意見を付してその旨を市に通知していない(軽微な場合はB)。	B・C
6 公定価格 I 基本単価	11 基本単価	特	特定乳児等通園支援の提供の状況に応じて、基本単価を正しく申請していること。	乳児等留意事項通知II	・基本単価の申請に誤りがある。	C
II 加算	12 障害児加算	特	障害児に特定乳児等通園支援を提供する場合に、当該障害児の障害の特性に応じた対応が可能な職員を配置する等により当該障害児に対して適切に特定乳児等通園支援を提供するための体制を確保していること。	乳児等留意事項通知III-1	・当該障害児の障害の特性に応じた対応が可能な職員を配置し、当該障害児に対して適切に特定乳児等通園支援を提供するための体制を確保していない。	C
			障害児に対する特定乳児等通園支援の提供の状況を正しく申請していること。		・障害児加算の対象となる特定乳児等通園支援の提供時間等の申請に誤りがある。	C

項目	監査事項		監査内容	関係法令等	評価	判定
	13 医療的ケア児加算	特	<p>医療的ケア児に特定乳児等通園支援を提供する場合に、当該医療的ケア児に対して医療的ケアを行う看護師等（保健師、助産師、看護師若しくは准看護師又は社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第11条第2項に規定する喀痰吸引等研修の課程を修了した者をいう。）の配置その他により当該医療的ケア児に対して適切に特定乳児等通園支援を提供するための体制を確保していること。</p> <p>医療的ケア児に対する特定乳児等通園支援の提供の状況を正しく申請していること。</p>	乳児等留意事項通知 III-2	<p>・当該医療的ケア児に対して、看護師等の配置その他により適切に特定乳児等通園支援を提供するための体制を確保していない。</p> <p>・医療的ケア児加算の対象となる特定乳児等通園支援の提供時間等の申請に誤りがある。</p>	C
	14 要支援家庭こども加算	特	<p>要支援家庭こどもに特定乳児等通園支援を提供する場合に、保護者や当該要支援家庭こどもの様子を確認し、必要なこども・子育て支援に繋げることができるよう、都道府県、市町村、児童相談所その他の関係機関と情報共有等を行う等緊密な連携を図っていること。</p> <p>要支援家庭こどもに対する特定乳児等通園支援の提供の状況を正しく申請していること。</p>	乳児等留意事項通知 III-3	<p>・当該要支援家庭こどもの様子を確認し、必要なこども・子育て支援に繋げることができるよう、都道府県、市町村、児童相談所その他の関係機関と情報共有等を行う等緊密な連携を図っていない。</p> <p>・要支援家庭こども加算の対象となる特定乳児等通園支援の提供時間等の申請に誤りがある。</p>	C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
	16 初回対応加算	<p>特</p> <p>(1)初回利用時に係る面談を行う場合 ①事前面談及び②事後面談の両方を行っていること。</p> <p>①事前面談 特定乳児等通園支援の提供を開始するに当たり、保護者に対し、制度の意義や利用に当たっての基本事項の伝達を行うとともに、当該乳児等支援給付認定子どもの特徴やその保護者の意向等を把握するための面談。 ※30分以上実施し、その内容について記録を残すこと。原則、対面にて子どもも交え行うこと。ただし、オンラインでなければ対応が困難な場合（里帰り出産等）はこの限りでない。 ※説明会等の集合形式で行う場合には、別途、乳児等支援給付認定子ども毎に15分以上の時間を確保し、乳児等支援給付認定子どもの特徴やその保護者の意向等を把握すること。多胎児やきょうだい児等についても、集合形式と同様の取扱いとすること。</p> <p>②事後面談 初回の特定乳児等通園支援の利用直後に、当該乳児等支援給付認定子どもの状況等を保護者に伝達するための面談。 ※初回の利用直後に、利用時の乳児等支援給付認定子どもの様子のフィードバックを行うために、10分以上を実施することとし、その内容について、記録を残すこと。多胎児やきょうだい児等をまとめて実施することも可能とするが、この場合には、乳児等支援給付認定子どもの数に10分を乗じて算出した時間以上を実施すること。</p> <p>(2)直近の利用から半年以上経過した後の利用に係る面談を行う場合 上記の①事前面談及び②事後面談に準じて行う利用前後の面談を行っていること。</p> <p>初回対応加算の対象となる人数等を正しく申請していること。</p>	乳児等留意事項通知 Ⅲ-4	<p>・必要な面談を行っていない（面談の内容を適切に記録していない場合はB）。</p> <p>・初回対応加算の対象となる人数等の申請に誤りがある。</p>	B・C C

項目	監査事項		監査内容	関係法令等	評価	判定
	17 保護者支援面談加算	特	<p>保護者に対し、乳児等支援給付認定子どもの様子等の利用の状況等を伝えるとともに、当該保護者が抱える子育ての悩みや不安等、育児に関する相談に適切に応じ、必要な助言その他の援助を行う（以下「保護者支援面談」という。）こと。その際、原則として、当該乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援を担当している乳児等通園支援従事者が実施すること。</p> <p>※保護者支援面談については、30分以上実施することとし、実施した時間、保護者に伝達した事項、保護者からの相談内容等について記録を残すこと。</p> <p>また、多胎児、きょうだい児等については、まとめて実施することも可能とするが、この場合、乳児等支援給付認定子どもの数に30分を乗じて得た時間以上実施すること。</p> <p>【留意事項】 初回利用の翌月以降に実施するものとし、監査事項16の初回対応加算と同月に加算することはできない。 加算の対象となるのは、乳児等支援給付認定子ども一人につき、月1回までとする。</p> <p>保護者支援面談加算の対象となる人数等を正しく申請していること。</p>	乳児等留意事項通知 III-8	<p>・必要な面談を行っていない（面談の内容を適切に記録していない場合はB）。</p> <p>・保護者支援面談加算の対象となる人数等の申請に誤りがある。</p>	B・C C

項目	監査事項		監査内容	関係法令等	評価	判定
Ⅲ キャンセルの 取扱い	18 キャンセルの取扱い	特	<p>利用当日の午前0時以降にキャンセルがあった場合には、利用予定であった時間に係る基本単価及びこれに加算する額について、給付の対象とすることが可能であるが、以下の要件を遵守していること。</p> <p>(1) 給付の対象とした時間については、利用したものとみなし、乳児等支援給付認定子どもの利用可能時間から減算を行うこと。この場合、キャンセルをした乳児等支援給付認定保護者に対して、可能な限り当日中に電話等の乳児等支援給付認定保護者の様子がわかる方法において相談援助を行い、記録を残すこと。記録については、電話等をした日時、キャンセル理由、相談援助の内容等について記載すること。</p> <p>(2) 監査事項16の初回対応加算、監査事項15の生活困窮家庭等負担軽減加算及び監査事項17の保護者支援面談加算については、加算の対象とはならないこと。</p> <p>(3) 事業所の受入れ体制が整わない等の事業者の都合によりキャンセルとなる場合は、給付の対象とせず、利用可能時間の減算も行わないこと。</p> <p>キャンセル（利用したとみなし、給付を受けるキャンセル）の時間数等を正しく申請していること。</p>	乳児等留意事項通知 Ⅳ	<p>・キャンセルがあった場合に給付の対象とすることが可能である要件を満たさず給付を受けている（軽微な場合はB）。</p> <p>・キャンセル（利用したとみなし、給付を受けるキャンセル）の時間数等の申請に誤りがある。</p>	B・C
7 その他	19 その他	共	<p>会計に関することで不適切な事項がないこと。</p>		<p>・不適切な事項がある（軽微な場合はB）。</p>	B・C